

第2回世田谷区環境審議会

日時：令和4年4月19日（火）
午前10時～

会場：オンライン開催及び
区役所第2庁舎区議会大会議室

午前10時開会

○環境政策部長 皆様、おはようございます。大変お待たせいたしました。環境政策部長の〇〇でございます。定刻になりましたので、事務局より御案内申し上げます。これから着座にて御説明させていただきます。

これより令和4年第2回環境審議会を開会いたします。

本日はお忙しい中、委員の皆様には御出席いただき御礼申し上げます。令和4年第2回環境審議会ということで、引き続き新型コロナウイルス感染症の感染者が多い状況でございますけれども、本年度もよろしく願いいたします。当環境審議会においては、引き続き感染予防対策に万全を期すためリモートでの開催をさせていただいております。何とぞ御協力をお願いいたします。

では、Z o o mでの会議進行について、今回も委員の皆様事前に御案内させていただきます。まず1点目、御自身の発言時以外はミュートに設定していただきますようお願いいたします。2点目、発言する際は、手をカメラから見えるように挙げていただくか、手を挙げるボタンを表示し、司会から指名された後にミュートを解除して発言してください。なお、Z o o mにはチャット機能がありますが、会議の運営上、チャットでの発言内容は議事録には記録いたしません。加えて、区議会大会議室では大型スクリーンに画像を投影しておりますが、細かい文字は判読が困難でございます。御配慮をお願いいたします。3点目、発言する際は、先に御自分の名前をおっしゃってください。こちらについては会場の委員の皆様もお願いいたします。4点目、通信上のトラブル等がございましたら、先に御案内しました事務局の携帯電話へ御連絡ください。5点目、録音、録画やスクリーンショットなどは御遠慮ください。6点目、通信状況により一部の音声は聴き取りづらくなる場合もございます。ヘッドフォン等を御使用いただくと比較的聴き取りやすくなるようですので、お持ちであれば機器の接続をお願いいたします。

本日は、〇〇委員、〇〇委員から、あらかじめ御欠席の御連絡をいただいております。

現時点で、審議会委員14名のうち12名の御出席により、審議会の定足数の過半数は満たしておりますことを御報告させていただきます。なお、〇〇会長、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員の5名と、副区長、事務局を務めます環境政策部は世田谷区役所第2庁舎区議会大会議室より参加し、ほかの委員7名はオンラインでの参加となっております。

それでは、傍聴について御報告いたします。本日は17名の方がオンラインで、1名の方

が会議室で、合計18名の方が傍聴されています。なお、当初の予定では傍聴人数を先着10名とさせていただいておりましたが、今回は10名を超える申込みがございました。しかしながら、オンライン傍聴希望者が17名となっており、会場運営等に影響はないと考えられることから、18名の方全員について傍聴者として決定をいたしました。

本審議会は、世田谷区附属機関の設置運営に関する要綱、世田谷区環境審議会の会議の公開に関する取扱要綱により、次の場合を除き原則公開となっております。①取り扱う情報が世田谷区情報公開条例第7条に該当するとき、②公正かつ円滑な審議が著しく阻害されるおそれがあるとき。今年度も、審議会開催の都度、審議会の開催及び傍聴について世田谷区のホームページや区の広報紙で周知、御案内をしておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

次に、事務局より配付資料の確認をいたします。

○環境計画課長 皆様、おはようございます。環境計画課長の〇〇でございます。

私のほうから資料の確認をさせていただきます。まず、お手持ちの一番上に次第がございます。1枚おめくりいただきまして委員名簿。続けて、少し束になっておりますが、「世田谷区地球温暖化対策地域推進計画」の見直しについてということで、審議資料1-1から審議資料1-10、それと後ろのほうに参考資料1、参考資料2となっております。続けて、開発事業等に係る環境配慮制度対象事業の協議状況についてということで報告資料1となっております。続きまして、令和4年度世田谷区の環境に関する主な事務事業についてということで、報告資料2-1から報告資料2-3となっております。以上でございます。

○環境政策部長 足りない方はいらっしゃいませんか。

それでは、開会に先立ちまして、副区長から御挨拶を申し上げます。〇〇副区長、お願いいたします。

○副区長 どうもおはようございます。副区長の〇〇でございます。

環境審議会、今年、令和4年第2回目、新年度を迎えて初めての審議会となります。後ほど御説明申し上げますけれども、事務局となる環境政策部、若干組織改正をして体制を強化して、新年度に臨んでいるところでございます。

本日は、世田谷区地球温暖化対策地域推進計画の素案（たたき台）ということで御審議をいただきます。まだまだ粗い検討途上で、何とか年内に答申をいただき、区民の皆様の期待に応えられるような計画になるよう、事務局一同頑張っておりますので、様々御

審議いただいて、御意見いただければと思っています。本日もどうぞよろしく願いいたします。

○環境政策部長 今回の審議会では、引き続き試問事項の審議として「世田谷区地球温暖化対策地域推進計画」の見直しについて皆様に御議論いただきますが、専門的な計画であるため、世田谷区環境審議会規則第7条に基づき、専門的事項に関し学識経験のある者の出席を求め、御意見をお聴きしたいと思っております。

今回、〇〇会長と御相談させていただき、〇〇大学の〇〇先生に御出席をいただきました。〇〇先生におかれましては、2017年7月から2019年7月まで環境事務次官を務められ、また、環境基本法・里地里山法等の制定、環境省原子力規制委員会の設立に関わるほか、福島の復興・再生、水俣病・アスベスト被害対策、海洋プラスチック等循環資源対策等に携わられました。それでは、〇〇先生から御挨拶をいただきたいと思います。

○委員 今、御紹介いただきました〇〇でございます。このたび、この地球温暖化対策地域推進計画の見直しに当たって呼ばれたこと、大変光栄でございます。

私は環境省に勤め、環境行政をずっとやっておりました。環境対策を自治体で進めていただくのは大変ありがたいことです。微力ではございますが、努力してまいりたいと思います。ありがとうございました。

○環境政策部長 〇〇先生、ありがとうございました。

続きまして、本年度、環境政策部において組織改正がございましたので、簡単に御紹介いたします。

昨年までは、環境計画課、エネルギー施策推進課、環境保全課の3課で運営しておりましたが、気候危機対策の強化を図るため、環境計画課及びエネルギー施策推進課の業務の役割分担を見直し、エネルギー施策推進課を環境・エネルギー施策推進課に改組いたしました。環境政策部における事業実施を環境・エネルギー施策推進課で一体的に担うことで、日々変動する気候危機対策、地球温暖化対策をより迅速かつ効果的に対応できるよう努めてまいります。また、本審議会での報告案件であります環境配慮制度につきましても、今後は環境・エネルギー施策推進課で担当してまいります。詳細な事務分担については、本日は配付のみとなりますが、報告資料2-1-1に記載しておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

続きまして、本年度の区の人事異動にて新たに着任しました職員を御紹介いたします。

環境・エネルギー施策推進課長に、〇〇の後任として〇〇が着任いたしました。

○環境・エネルギー施策推進課長 ○○でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○環境政策部長 清掃・リサイクル部長に、○○の後任として○○が着任いたします。

○清掃・リサイクル部長 ○○です。よろしくお願ひいたします。

○環境政策部長 人事異動に関する紹介は以上です。どうぞ本年度もよろしくお願ひいたします。

それでは、ここからは会長に進行をお願ひしたいと存じます。会長、議事進行よろしくお願ひいたします。

○会長 ありがとうございます。それでは、早速でございますけれども、議事に入りたいと思います。

まず、議事の前ですけれども、議事録の署名人だけ決めておきたいと思います。順番で大変恐縮ですけれども、私と○○委員にお願ひいたしたいと思います。議事の内容をよく記憶しておいて、議事録が正しいかどうかチェックをいただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

早速ですけれども、諮問事項の審議に入りたいと思います。報告も2件あって、今、部長さんからも御紹介がありましたが、2件目の報告は資料だけで、後で読んでおいてくださいということですが、いろいろな行政施策をどういう所管でやっているかということでございます。重要な情報ですが後で見ていただくこととして、審議1件、報告1件に時間を使っていきたいと思っております。

諮問事項でございますけれども、現在10時12分ぐらいですから、1時間半あると思います。ただ、資料も多いので、まずは資料全部の説明を聴いた後に皆さんの御意見を聴く形で、ちょっと説明時間が長くなるかもしれませんが、辛抱して聴いていただいて、そして一番大事な諮問事項に90分ぐらい使いたいと考えてございます。

今までも大分活発に御意見をいただいております。参考資料にこの審議会の意見を書いておりますが、これも頭に置きながら、後で御意見を頂戴したいと思います。それから、ほかにもいろいろな意見があるかと思うのですが、たしか○○先生から御意見をいただいていると思います。これも時間を取って御説明いただきたいと思っております。そんな段取りで時間を使いたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、早速ですけれども、事務局のほうから資料の説明をお願いします。

○環境計画課長 それでは、私のほうから説明をスタートさせていただきます。ちょっと

説明が長くて、お時間を頂戴いたしますが、よろしく願いいたします。

審議資料1-1を御覧ください。私からは3点。本日の流れ、政策提案、今後のスケジュールについて御説明いたします。

まず、計画の見直しにつきましては、資料のとおり、これまで4回にわたり記載のとおり議論を進めてまいりました。

1点目は本日の流れでございますが、この後、個別課題の審議資料1-2から1-5を説明させていただきます。引き続き審議資料1-6から1-10の計画素案（たたき台）を御説明いたします。続きまして、〇〇委員から追加提案を頂戴いたしましたので、〇〇委員から御説明いただいた後に、委員の皆様から御意見等を頂戴して、本日の議論をスタートしたいと思います。議論の中で質問なども含めてお受けしたいと思いますので、先に説明の時間を頂戴したいと思っております。

本日の議論は、お手持ちの審議資料1-10並びに1-10別紙が中心となります。この資料は施策集となっております、世田谷区が国の施策に上乘せして今後どの程度独自に施策を進めるべきであるかという視点で、皆様に御議論いただきたいと考えております。

2点目でございます。政策提案についてでございます。審議資料1-1（補足）を御覧ください。今回の〇〇委員からの御提案のように、皆様からも政策提案を御提案いただければ幸いです。こちらに政策提案の例示として丸ポツが5つぐらいございますが、例えば省エネポイントアクション事業をはじめとした既存事業を工夫するような例示を記載させていただきました。これから御説明する個別課題の審議資料などと重複するものもございますが御容赦ください。参考までに記載資料のページ数も載せてございますので、資料説明と合わせて御確認いただければと思います。全く新たな政策提案もございしますが、このような既存事業を工夫したような提案もございします。こうした議論を踏まえ、施策となったものを世田谷区の施策として国の施策に上乘せすることで、まずは積み上げ方式による数値目標を決めてまいりたいと考えております。

また、本日の御議論で不十分な部分につきましては、そのページの一番下にご書いてございますが、各委員の皆様から4月28日まで御意見を頂戴したいと考えております。頂戴した御意見、御提案につきましては、区の気候危機対策会議に御報告させていただき、議論したその結果につきまして、次回、7月予定の環境審議会でご報告させていただきます。

審議資料1-1にお戻りください。3点目でございますが、これからの審議会のスケジュールでございます。7月には計画素案、11月には計画案の御議論をいただき、12月に答

申を頂戴できればと考えております。

引き続きまして、個別資料の御説明に移らせていただきますので、よろしく願いいたします。まず、審議資料1-2になります。

○環境・エネルギー施策推進課長 それでは、審議資料1-2を環境・エネルギー施策推進課長の〇〇より説明いたします。

お手元にA4横のパワーポイントの資料を御用意ください。1月13日の気候危機対策会議、庁内の会議でございますが、こちらで再エネ導入・普及促進についての現状と2030年導入の考え方をまとめて説明しているものでございます。今日、この会議におきまして報告いたします。

まず、これまでの区の実績を御説明いたします。1ページへおめくりください。公共施設の再エネ導入状況と、それによるCO₂の削減量でございます。

ページ左側の太陽光パネルは、累計61か所、公共施設に設置しております。また、現時点では累計64か所になってございます。民間事業者への屋根貸し事業として、区営住宅や事務センターなどの屋根、合計6か所にも設置されております。

ページ右側の再エネ100%電力についてですが、御覧のとおり箇所には低圧施設も合わせて全てで93か所、令和3年度現在で導入しております。

次の2ページは、こういった公共施設の再エネ導入状況について、せたがやiMapや区ホームページで情報提供しているものでございます。

続きまして3ページ、みうら太陽光発電所でございます。平成17年まで三浦健康学園があった土地に平成26年3月より太陽光発電所を開設し、区が発電事業者として運営しております。年間発電量は約50万キロワットでございます。発電所でつくられた電気は、小売電気事業者を通じて、主に右側の図にある二子玉川ライズのステーションマーケット、五島美術館、あと世田谷通り沿いの東急バス停留所50か所で使用されております。各施設でも広く区民の方に情報発信していただいております。

続きまして4ページ、自然エネルギーの自治体間連携についてでございます。これまで群馬県川場村や長野県、青森県弘前市、新潟県十日町市、新潟県津南町と連携し、電力供給の仕組みづくりを進めてまいりました。各発電所で発電された電力は、各自治体が選定した小売電気事業者へ特定卸の供給をされまして、小売電気事業者を通じて区内へ提供されております。現在、追加募集もしております。また、津南町の電力についても供給先を募集している状況でございます。

続きまして5ページ、区立中学校に太陽光パネル及び蓄電池を設置というものでございます。こちらは、平時のCO₂排出量の削減、災害停電時の電源確保を目的として、災害対策課、教育環境課と連携し実施しているものです。民間事業者が設置することで、区の初期設置費用はゼロ、電気代として最長20年、事業者に支払うPPAモデルと呼ばれる事業でございます。環境省の補助金も活用させていただいております。令和4年度と5年度の2か年で14か所の中学校に設置予定で、現地調査等を進めております。CO₂削減の効果は、14施設に太陽光パネル60キロワット設置を想定すると年間431トンになる想定でございます。

次に6ページ、国が公表している地域脱炭素ロードマップからの抜粋でございます。右上の自治体の建築物については、2030年には設置可能な建築物等の約50%に太陽光発電設備の導入、2040年には100%の導入を目指すとしております。

また、左下の公共施設でございますが、こちらは率先してZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）、そして2030年までに新築住宅の平均でZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）実現を目指すとしております。ZEBもZEHも、いずれも年間の一次エネルギー消費量の収支をゼロにする建物と住宅といったことで使われております。

次に7ページ、今後の課題でございます。

1つ目は公共施設への太陽光パネルの設置について。現状では、新築等で延べ面積5000平方メートル以上の建物には30キロワットのパネル設置を目的としております。区では、令和元年度では7か所に設置、令和2年度では2か所、3年度は3か所に設置をしております。国の地域脱炭素ロードマップに示されている内容を踏まえ、2030年に向けて、公共施設への太陽光発電設備設置の在り方については検討してまいります。

次に、上から2番目の公共施設への再エネ電力導入率でございます。現状、令和元年度時点では14.8%で、令和2年度では、この表にございませんが、17.6%でございました。2030年の目標値は50%となっております。

次は区民・事業者への取組となりますが、上から3つ目にありますせたがや版RE100の取組です。区民、事業者、区の3者で再エネ利用拡大をしていく取組をせたがや版RE100として啓発しております。賛同者をさらに増やすとともに、再エネ導入を促進する事業を検討してまいります。

最後の4つ目、卒FIT電力の活用です。卒FITというのは、右下の米印にFITの説明がございますけれども、FITで国が一定期間買い取ることを卒業したものを卒FIT

Tとしております。そこで使われた太陽光パネルですけれども、10年が経過しても使用できるため、蓄電池にためて自家消費する、もしくは区の施設で活用すれば地産地消となるということで、今後、区の施設でこの卒FIT電力を活用することも検討してまいりたいと考えております。

最後に8ページ、全庁を挙げた取組でございます。2030年の姿としての目標設定でございますが、現在見直しを進めている地球温暖化対策地域推進計画の検討の中で目標を定めていきます。1月の気候危機対策会議の中では、各施設の所管部署に、再エネ設備、電力の積極的な導入の検討について依頼をしたところでございます。

以上が気候危機対策会議にて報告した内容で、また、参考までに、審議資料1-2（別紙）でございますが、最近の国の動き、東京都の動きを記載しております。

また、再エネ導入促進策としましては、この後の議題である計画素案（たたき台）及び施策集（たたき台）の中から関係項目を抜粋しておりますので、御覧いただければと思います。

私からの説明は以上になります。

○環境計画課長　続きまして、審議資料1-3を御覧ください。この4月に世田谷区気候危機対策基金を創設いたしましたので御説明いたします。

1の主旨でございます。区は、気候危機の状況を区民・事業者と共有し、ともに行動していくために、令和2年に気候非常事態宣言を行いました。2050年までに区内の二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すことを表明いたしました。現在、世田谷区地球温暖化対策地域推進計画の見直しを進めておまして、新たな中期目標や目標を達成するための具体的な施策の検討を進めております。今後、計画の見直しの中で示す2030年度の二酸化炭素削減目標の水準達成に向けて、施策を安定的、継続的に行っていくために、また、前倒しできる施策を前倒しで行うため、その財源を確保していくため、世田谷区気候危機対策基金を創設いたしました。

2の目的でございます。特別区競馬組合分配金や森林環境譲与税の一部を財源として確保し、区民・事業者が気候危機対策を自分事として関心を持っていただけるよう、今後、寄附を呼びかけて、区民・事業者の行動変容を促していきたいと考えております。

3の用途についてでございます。(1)これからの気候変動を食い止めるための取組【緩和策】として省エネや再エネの取組。(2)みどりや土を活用する取組【適応策】として気候変動への適応に関する取組。(3)として区民・事業者の一人一人の行動変容を促す取組

【普及啓発】として、公共施設への木材利用や、脱炭素につながるライフスタイルやビジネススタイルなどの普及啓発に取組を進めてまいります。

4の想定事業規模・基金の財源でございます。令和4年度から令和12年度までの想定事業規模を、30億円を目安として考えております。令和4年の基金創設時は、特別区競馬組合分配金、森林環境譲与税の一部を原資として、基金の規模は約4億円でございます。

御説明は以上でございます。

続きまして、審議資料1-4をみどり政策課の〇〇課長から御説明いたします。

〇みどり政策課長 みどり政策課長の〇〇でございます。

審議資料1-4、みどり33と気候危機対策について、気候危機対策会議で御説明した内容を御説明させていただきます。

スライド②を御覧ください。区内のみどりは減少傾向にありまして、昭和48年に約34%ありました緑被率は、今年度調査の速報値で約23%となります。この49年間で約640ヘクタールのみどりが消失しております。みどりの減少は、CO₂吸収量の減少、ヒートアイランド化の加速、雨水貯留機能の喪失、生物多様性の喪失など、気候危機にまつわる様々な課題に直接関わっております。

スライド③を御覧ください。こちらは、みどりの基本計画で示すみどりの多様な機能を示したものでございます。これらの機能を踏まえると、みどりは、まちづくりに欠かせない重要な社会基盤（グリーンインフラ）と考えております。

スライド④を御覧ください。こちらは地球温暖化対策におけるみどりの役割を示したものでございます。CO₂吸収だけではなく、防災・減災、環境の面や気候変動がもたらす社会、経済、健康などへの影響に対してもみどりの役割は重要だと考えております。みどり33推進担当部といたしましては、これらの役割を認識し、みどり33の実現を目指すことで、気候危機対策に貢献していきたいと考えております。

スライド⑤を御覧ください。今後の展開といたしましては、気候変動を視点としたみどりの機能のさらなる見える化が必要だと考えております。今回の温対計画でもCO₂吸収量や屋上緑化の効果を数値化しておりますが、みどりの計画におきましても、みどり率とみどりの満足度というこれまでの2つの指標を補完するために、みどりが持つCO₂吸収や、都市の冷却・保温効果、雨水の貯留・浸透効果などを定量的に評価し、緑化の効果を区民にも分かりやすく示していきたいと考えております。こういったことにより、みどり所管として、さらに施策を加速しやすくするとともに、様々な分野においてもみどりの機

能を取り入れていただきやすい環境を整えてまいります。

スライド⑥を御覧ください。さらにその先の展開といたしまして、みどりの効能を広い視点で捉え直し、様々な課題解決につながる仕掛けづくりをしていきたいと考えてございます。みどりを、環境によいものというだけではなく、具体的な課題解決に資するものとして積極的に活用していくための検討を進めてまいります。

最後にスライド⑦を御覧ください。最後にみどりの所管といたしまして、もう一つの危機である生物多様性の喪失を取り上げさせていただきます。もともと農村地帯でございました本区には、豊かな生物多様性が保全されていましたが、温暖化ばかりではなく都市化によりそれらは失われてまいりました。今の本区が都市であることを前提とした上で、さらに豊かな住宅都市として発展していくためには、人が暮らす上で必要不可欠な生物多様性をまちに組み込んでいくことが必要であると考えております。そのために重要なのは、右下にありますみどりとみずをつなぐ生き物ネットワークの構築となります。みどり33推進担当部では、みどり33の実現と併せまして、生物多様性の保全にも全力で取り組んでまいります。

私からの説明は以上でございます。

○環境・エネルギー施策推進課長 続きまして、審議資料1-5の説明を環境・エネルギー施策推進課長の〇〇よりいたします。

電気自動車の公共用急速充電器の設置についてでございます。

1の主旨です。区では、温対計画におきまして、電気自動車（EV）等の普及促進や民間による電気自動車充電設備設置の促進を位置づけ、区役所の率先行動として、公共施設への急速充電設備の導入に取り組むこととしております。令和2年には気候非常事態宣言を行いまして、2050年までに区内の二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すこととしております。今年、この温対計画の見直しと並行し、気候危機対策を前倒しして進めておりまして、電気自動車の普及促進のための公共用急速充電器の設置を進めるものでございます。

2の区内EV所有台数でございますが、令和2年3月末時点で560台。区内車両の約0.27%ということで、普及はまだまだ進んでいない状況でございます。

3の電気自動車用充電器の種類ですが、普通充電器と急速充電器、御覧のとおりでございます。

4、区内の設置状況ですが、都内設置は御覧のとおりで、区内設置は73基、うち急速が17基、普通が56基でございます。

5の急速充電器の設置目標は、2030年までに、(1)国のほうでは3万基、(2)都のほうでは1000基ということで目標を置いているところでございます。

6、区による公共用急速充電器の設置については、(1)目的は御覧のとおりで、(2)設置候補場所につきましては、区内の公共施設や公園等への設置を検討しております。(3)予算規模(令和4年度)ですが、3500万円、設置数5か所程度で、気候危機対策基金から充当するとしてございます。その他でございますが、この公共用急速充電器の利用に当たっては、充電料金は有料で、利用者の負担となることを想定しております。

私からの説明は以上です。

○環境計画課長 すみません、もうしばらくお付き合いください。審議資料1-6から1-10、素案(たたき台)の御説明を続けてさせていただきます。

まず、審議資料1-6の素案(たたき台)(概要版)をお開きください。

1ページです。1、計画の位置づけ及び2、計画の実行主体と役割については記載のとおりです。

2ページを御覧ください。3のめざす将来像については現在調整中でございます。今後、環境審議会での御議論を踏まえて固めてまいります。

4の温室効果ガスの削減目標でございます。本日時点では(1)長期目標のCO₂排出量実質ゼロを目指す目標年次を黒丸で表記してございます。

同じく3ページの(2)中期目標では、2030年度における削減の割合を同じく黒丸で表記しております。これらの目標に対する考え方については、後ほど審議資料1-8に基づき御説明させていただきます。

4ページ、5ページの施策体系を御覧ください。地球温暖化対策は、区民・事業者の取組によるところが大きいため、取組の実践者は、区民、事業者、区の順に掲載しております。このうち区の取組については6つに分類し、Ⅰ、Ⅱの区民・事業者の取組支援に加え、Ⅲのエネルギー、Ⅳまちづくり、Ⅴ適応策、Ⅵ区の率先行動に関わることでございます。

区の取組の具体的な内容につきましては、審議資料1-7、素案(たたき台)本体の52ページから68ページに記載がございまして、後ほど議論の際に御確認ください。

続きまして、6ページを御覧ください。区民の取組と区の施策でございます。4ページ、5ページで御説明いたしました区民の取組の具体的な内容と、これに対する区の施策をマトリックスに表記してございます。

7 ページの事業者の取組と区の政策につきましても同様でございます。

8 ページを御覧ください。8、区役所の率先行動、9、推進体制及び進捗管理につきましては記載のとおりとなっております。

審議資料1-7、素案（たたき台）本体の説明につきましては、ただいま概要を御説明しましたので割愛させていただきます。

審議資料1-8でございます。計画中期目標の検討についてでございます。

先ほど御説明いたしました温室効果ガスの削減目標に関する詳細な資料でございます。本資料では、No.1から6として、各条件に基づく6つの目標をお示ししております。

まずNo.1でございます。こちらは、区の温室効果ガス排出量の将来予測に現時点で想定し得る国などが行う対策の効果を積み上げて算出いたしました。2013年度比で48%の削減となっております。この点につきましては、この後、審議資料1-9、国の地球温暖化対策計画による2030年度の対策効果に基づき御説明いたします。

No.2でございます。こちらは、国や都が示した目標水準を区に当てはめ算出した値でございます。国や都では、バックキャスティング型の目標設定として、将来あるべき姿からさかのぼって目標を設定しているとされており、積み上げ型の水準である48%を上回る53%から55%の値となっております。

No.3でございます。試算①。No.1では、国などが行う対策が区へ及ぼす効果だけを算出し、区が追加的に行う対策は計上しておりませんでした。No.3では、これに加え、区が対策を強化する、もしくは新たな施策を実施するなど、さらなる取組を展開した場合の試算値となっております。No.3は、区民の50%が、この後に御説明します審議資料1-10の施策を一律に達成した場合に到達する水準で、No.1の48%にさらに15%を積み増しし、63%となっております。詳細は後ほど、審議資料1-10、区における温室効果ガス排出量削減に向けた追加的な施策集（たたき台）に基づき御説明いたします。

No.4及びNo.5については記載のとおりとなっております。

No.6については、先ほどNo.3の達成の割合が区民の100%となった場合ですが、現実的な数字はなく、あくまで目安としてお示ししております。

審議資料1-9を御覧ください。国の地球温暖化対策による2030年度の対策効果でございます。先ほど御説明いたしました審議資料1-8のNo.1の積み上げ方式などの算出根拠に当たる資料でございます。この資料は、国が策定した地球温暖化対策計画を根拠として作成しております。国が抱える対策のうち区への対策が見込まれる項目について、国に占

める区の割合を按分して削減量を算定し、積み上げ方式で計上いたしました。こちらに記載されている対策や削減見込み量につきましては、全て国が示した内容の数値をベースに作成しております。削減見込み量の合計は裏面を御覧ください。512.6千t-CO₂となり、これによって審議資料1-8のNo.1にお示しした48%の削減の水準が達成されます。

審議資料1-10でございます。施策集になっておりまして、区における温室効果ガス排出量削減に向けた追加的な施策集（たたき台）でございます。本日の議論の中心はこちらになりますので、よろしく願いいたします。ただいま御説明した審議資料1-9の水準にさらに区が追加して行う施策についての案を集めた検討用の資料、たたき台となっております。

なお、本資料は、今後、区が実施する対策の全てを網羅できるものではございませんので、こちらに上がっていない取組などがあれば、本日から4月28日まで募集させていただきますので、よろしく願いいたします。審議会委員の皆様からの政策提案や御意見などを踏まえた上で、区役所内の関係部署とも調整しながら追加補充し、また、計画にも反映していくことを想定いたしております。また、アイデアレベルのものも記載されておりますので御承知おきください。先ほど御説明いたしました審議資料1-8のNo.3、No.6につきましては、本資料記載の施策を区民が一律それぞれ50%、100%達成した際の水準となっております。

簡単に資料の見方を具体的に一例、御説明させていただきます。審議資料1-10の施策集2ページ、住宅への家庭用燃料電池導入を御覧ください。ページ中央付近にあります（国対策分・区対策分の想定）という説明がございます。国対策分は、全国で2030年度の燃料電池普及台数を300万台と想定していることから、世帯数で按分により、区内の普及台数が2万7504台と推計。これは世田谷区の世帯数の約5.6%ですので、削減効果の表で国対策分の欄に3万6580t-CO₂とある分は5.6%の世帯導入分となります。30%の世帯が導入した場合、残りの24%強が区の対策分、15万9066t-CO₂となります。右欄の50%の世帯が導入では、国対策分の数値は変わらず、区の対策分が28万9497t-CO₂と増えます。

審議資料1-10別紙、A3横資料を御覧ください。こちらは審議資料1-10で施策集になっているものを一覧にしたものでございます。各施策で50%の世帯が導入した際のCO₂削減量を、左から4列目の分類ごとに、合計値を右から2列目に記載してございます。

その他の資料につきましては後ほど御覧ください。

長くなりましたが、私からの説明は以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

大分、端折った説明になっていますので、たくさんあったけれども分からないなという声もあるかと思いますが、今日は、先ほど課長さんからも御説明がありましたように、どんな政策、あるいは取組が打てるのかを中心に御議論いただけたらと思っております。計画としては、もちろん目標をどうするかとか、進行管理をどうするかとか、とても大事なことはございますけれども、まずはその中身について考えていこうということでございますので、施策についてのアイデアを出していただければと思います。

それで、模範的な意見が〇〇先生から来ていますので、まず冒頭、〇〇先生、資料について御説明をいただけますか。

○委員 では、模範的かどうか分かりませんが、前回の審議会の資料を受けて、少し追加で考えたことがありますので、それを文章としてまとめて提示させていただきました。委員の皆様には事前にメールでお送りできていると思います。1月14日の推進計画の改定の骨子に関する追加意見であります。今日の資料でいいますと、審議資料1-7の34ページに書いてあることに関する追加意見でございます。

今日の資料にも書いてありますけれども、計画改定に当たっての視点として、気候変動緩和策・適応策の両輪による対策の強化と、幅広い分野をつなぐ総合的・計画的な対策が重視されていて、それ自体、私はとても重要なことだと思っております。

それで、私、都市計画とか都市デザインを専門にしているのですけれども、人々の行動様式の見直しを促すようなソフト施策に加えて、実際、人々の行動様式に大きな影響を与える市街地の物的環境を気候変動緩和・適応に向けて更新するハード施策も積極的に展開する必要があると思います。なるべく自動車に乗らずに自転車とか徒歩で移動しましょうと言っても、快適な歩道とか自転車レーンがなければそういう行動にはならないわけで、もちろんソフト施策も重要なのですけれども、我々の生活を支えるハードウェアの更新も極めて重要だと考えております。今、移動手段の例を申しましたけれども、そのほかに建物の省エネ化とか、大規模建築物の環境配慮、交通に関すること、それから、先ほどもみどりの担当の方からお話がありましたが、グリーンインフラの整備、こういうものが含まれると思います。

世田谷区は全域、既成市街地でありますので、もう既にある市街地で、地球温暖化対策を総合的・計画的に進める必要がある。そのときに区全体を考えて行動を起こすことも大

事なのですが、もう少し地区のスケールで考えることができないかというのが私の意見の趣旨です。例えば小学校区とか中学校区のスケールなのですけれども、これは素早くイノベーションを起こすのに十分な小ささを持っておりまして、逆に意味のある影響をもたらす十分な大きさを兼ね備えていると思います。つまり大きくもなく小さくもなく、関係する区民や事業者がみんなで取り組める単位として小学校区とか中学校区があるのではないかと考えております。

実は都市計画の勉強をしていますと、必ず1970年代以降の世田谷区の地区のまちづくりの取組が模範的な例として紹介されるのですが、せっかく世田谷区ではこういう住民主体のまちづくりの実績がございますので、それに地球温暖化対策の要素を加えることでうまく対応できるんじゃないかと考えています。従来は密集市街地の改善とか景観をもっとよくしていこうということで地区スケールのまちづくりがあったと思いますが、それも引き続き重要ですが、それに地球温暖化対策の要素を加えたらどうかというのが私の意見でございます。そういう意味では、地区スケールの住民主体のまちづくりを通じた地球温暖化対策の推進を盛り込むことを提案させていただきますということであります。これは、都市整備政策部が主導するまちづくりに環境政策部が推進する地球温暖化対策を付加するようなものだと思いますので、少しこの2つの部局の連携が必要になってくるのではないかと考えています。

こういうことを思い立った背景は、研究として調べておりますポートランドで始まったエコディストリクトの取組です。すみません、事前の資料で間違えて姉妹都市と書いてしまったのですが、そうではなくて、オレゴン州ポートランドと交流が深い都市ということで訂正させていただきます。

2ページ以降はエコディストリクトについての解説資料です。今日ここでは細かく説明しませんが、図を中心に御紹介いたしますと、図1のように、既成市街地の建物とか公共空間を全部真っさらにして作り直すのではなくて、少しずつエコ化していく、リノベーションしていくようなイメージです。建物に対して壁面緑化をやったり、屋上に少しでも風力発電をするような装置があったり、公共空間におきましては交通をちゃんとサポートする空間とみどり、それから雨水のマネジメントをするようなグリーンインフラ、こういうものが入っております。これを既にある市街地でやるわけですので、こういう枠組の下、まずは関係者を組織化して、いろいろな手法を検討して、方針とか資金確保をしていく。ハードウェアとソフトウェアのプロジェクトで展開していく。これは小学校区と

か中学校区の地区スケールで、地区のまちづくりとしてやっていくような枠組みであります。ポートランドで始まったこの枠組み、全米にも今展開していますし、私、名古屋市のあるところでずっと低炭素まちづくりのお手伝いをしていますが、そこでもこの枠組を援用しております。

すみません、小さくて見にくいかもしれませんが、具体的にはこういうイメージで、既にあるまちの中に、例えば食料に関するプロジェクトとか、エネルギーに関するプロジェクト、空気の質に関するプロジェクトを組み込んでいくイメージです。そこで重要とされているいろいろな原則とか優先事項とか、それから、これをみんなで少しずつ進めていくという意味で実現手段の規範がここに示されているんです。

それから、6つの優先事項がありますけれども、例えば場所とか経済的繁栄、それから健康とか幸福とかありますが、その一つ一つに対してより細かい項目と達成度をはかる指標が例としてありまして、このリスト自体、物すごく大きいリストなんですけれども、各地区でまちづくりをやるときに、そのまちにとって重要な指標を選んでいくようなイメージで展開します。

もう一つすみません、時間をいただきたいのですが、今、研究室でやっているまだ途中のものでございますけれども、自治体にある建物とか道路からどのくらい二酸化炭素が排出されているのかをある程度推計できるようになってきました。これは世田谷区の一つ一つの建物が実は表示されておりまして、二酸化炭素排出量が低いのが緑色、多いものが赤くなっていて、それが高さに反映されておりまして、それから、道路を走る自動車からも二酸化炭素は出ますので、各道路に青い壁が立っていますけれども、大きくて色が濃い壁ほど交通量が多くてCO₂が排出されている。実際にはかっているわけではなくて、活動量からこういうのを時間別に推計しています。今ちょうど11時頃を示していますが、朝の5時はまだ皆さん寝ているのであまりCO₂排出量はなくて、時間を経るとともに通勤が始まって、7時、8時は通勤でしょうか、それでオフィスで働き始めて、そうすると建物のエネルギー消費が高くなって行って、昼間の時間がございまして、夕方になると家に帰るのでビルの排出量が減って交通からの排出量が増える。夜になりますと、今度は相対的には家庭でエネルギーを使いますので、そこが高くなって、また皆さんだんだん寝るので少なくなる。こういうのが分かる。

世田谷区といってもいろいろな種類の街があります。商業地もあれば、住宅地もあれば、複合している市街地もあって、それぞれの地区のCO₂の排出量の現状。これはあく

までも現状なのですが、現状を理解した上でいろいろな対策を練って、建物をこうやって更新したらもっとこうなるとか、交通政策でなるべく車を抑制すると道路からの排出量が減るとか、そんな検討がこれからできると思います。こういったデータも活用しながら、地区スケールのエコなまちづくりを展開できるようなものをうまく環境政策と都市計画の連携で展開できたらいいなと思ひまして、この意見書を書きました。

以上です。長くなりましてすみません。

○会長 ありがとうございます。ここから議論をオープンにしていきたいと思うのですが、○○先生が手を挙げていらっしゃるようです。○○先生はいつもお話しいただいていますので、まず模範例ということで、ひとつ御発言をお願いできますでしょうか。

○委員 会長、ありがとうございます。○○大の○○です。

今の話とも連動していくと思うのですが、先ほどの地域推進計画のほうも読ませていただいた結果なんですが、やはり様々、先ほどの○○先生のハードの話、ソフトの話も出てくるかと思ひますし、事業ごとの取組というのは当然分かるのですが、こういうようなものをつなげる場の機能というのがすごく重要だと思ひます。よくそういうものを中間支援機能というような言い方をしますけれども、組織体をつくらなくても、そこをどういうふうに機能化させるか。予算枠であったり、それを機能させるような事業を考えていく必要があるのかなと。まさに住民主体のまちづくりというものをやるのであれば、なおさら多くのものが事業と事業をつなげたり、ソフトとハードをつなげたり、関係主体をつなげるような場が機能しての予算計上、そして事業実施を御検討いただければと思ひます。

私からは以上です。ありがとうございました。

○会長 ありがとうございます。また後でも御発言賜りたいと思ひます。

私もモデル地区みたいなものができていくのは大変いいことだと思ひますけれども、それを実行するための仕掛けをハードにはイメージできると思ひますけれども、どうやって実行していくのか、その仕掛けに知恵を出していかないといけないかなと思ひます。○○先生、ありがとうございました。

こんな具合にどんどん意見を、出ている方は全員言っていだきたいということで、御準備いただきたいと思ひます。交通整理としてどうしようかと思ひていたんですが、どこからおしゃべりいただいてもいいのですが、もし差し支えなければ、資料1-10にございます部門ごとの対策、もちろんこの中にはまちづくりの関係がいろいろなところに

はめ込まれていますけれども、そういうものを含めて部門ごとの対策それから、エネルギー全般ということで切り口を変えた対策を書いておりますので、例えば家庭、産業、運輸、ごみ、都市緑化、エネルギーというカテゴリーで議事進行させていただければいいかなと思います。

それに入る前に、せっかく専門委員として今日から御参加いただいております〇〇さんに当ててしまうのですが、私よりも9年10年、役所に長くいらっしゃったので最新の情報を知っていらっしゃると思うのです。私の一番の危惧は、先ほど〇〇課長から御説明がありましたように、国の政策で世田谷区でここまで削れるはずだとなっているのですが、本当に削れるの？と。すごくうがった見方かもしれませんが、世田谷区で一生懸命努力しても、みんな国の削り足りない部分に吸い込まれてしまって、足し算で削減量が増えることはないんじゃないかと心配するんです。この国の見通しはどのぐらい信用していいのだろうかというのをちょっと議論の前提として〇〇さんから、もう役人ではないので遠慮なく教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

〇委員 ありがとうございます。〇〇さんは私の大先輩なので、相変わらず厳しいなと思って今の御質問を受けさせていただきました。

正直に申し上げますと、2050年にカーボンニュートラルについては、これはかなり強い決意を持って、段取りもしっかり考えてやっていこうと。そのための技術開発の時間もあけてやっているのですが、これは本当に、積み上げとは言いませんけれども、1つのストーリーをつかって、まさに邁進しているというものであります。それに対して2030年の48%というのは、かなり背伸びした数字であるのは間違いないと思います。そういった意味で、従来のエネルギー基本計画における積み上げで目標を立てたものとはかなり性格の違うものかなと思います。

その上でなんですけれども、国のほうでは2つ。1つは、今、存在しないということはないけれども、存在しているけれども小さい水素とか、ああいった技術開発をとにかく加速するために、思い切った予算を立てて技術開発に邁進する。企業もそれに呼応して、アライアンスですね、各企業が一緒になって進める。これを1つやっています。

もう1つは、これはどちらかというと環境省が主導ですけれども、先ほど先生方はフィールドに着目するのはとても大事なことだとおっしゃっていますが、まさにそのとおりでございます。地域に着目した取組を進めていこうとしています。その場合に、自治体全体をどう変えるかというのはなかなか、2030年でできることではないのですけれども、各

自治体のエリアでは、さっき小学校区とか中学校区という話がありましたけれども、あるエリアを集中的に応援させていただくモデルをつくって、今度はその成功例を横展開して行って、最終的には2050年につなげていこうという絵を描いております。では、それで本当に48%削減ができるのかということ、僕はもはや個人ということでもよろしければ、そこはなかなか簡単じゃないぞと思ってはいるんですけども、そういう道行きをつくりつつ、かつ、それを支える施策、単純にいうと予算とか税とかであります、そういうものをどんどん投入していこうという形になってございます。

先ほどから世田谷区の取組を拝見して、かなり前進されているとっておりますけれども、これをさらに加速させていただく工夫というか、だから今度は手立てという話がありましたけれども、それを追加して進めていただければいいかなとっております。また、そういうものに対して、まさにPDCAを回すような形で国のほうの施策も追加してまいりますのでそういった形で進めていただくと、野心的とはいえ、この48%というところにぜひ世田谷区こそ届いていただくとありがたいかなと考えてございます。

○会長 出だしの大局観をいただきまして、ありがとうございます。2030年というのはあと七、八年しかないので、すごいことだなと、実は個人的には思っております。

それでは議論をオープンにしたいと思うのですが、できることなら進んで手を挙げていただいて、駄目であれば、すみません、学校でよくやっていることですが、先生が当てちゃうというやつで強制的に当ててしまいますけれども、まずは自主的に手を挙げていただければと思います。まず模範を、〇〇さん。

○委員 模範ではないのですけれども、すみません。先ほど〇〇先生のほうからお話しいただいて、素早くイノベーションを起こすのに十分な小ささと、意味のある影響をもたらす十分な大きさということをお教えいただきまして、まさしくそういうことが重要なんだなとっております。そこで使う電力量とかごみの消費量、それから、できればそこでつくった発電量などを見える化していただいて、地域、地域の競争をおおるのではないけれども、そういうことで、ここはこういうアイデアが出て、こういうふうになったよというのが見える化できたらいいなと思いました。感想ですみません。

○会長 ありがとうございます。そうですね。また、そういう統計ができるかどうか分かりませんが、小学校区とかで世田谷区の統計が取れていけばとても面白いのですけれども、今、電力量とかガス量がオープンにならなくなっちゃったのでかなり難しいですが、そういう場所があると本当にいいですね。

○委員 世田谷工業振興協会の○○です。

せっかく○○さんが課長になって来られたので御質問させていただきたいのですけれども、世田谷区というのは、再生エネルギーの中で水力発電というのはなかなかつくることができないので太陽光になっていると思うんですね。その話で先ほどの審議資料1-2、2030年導入の考え方というのをいただいたわけですが、これを見ていまして、最後、8ページに区として全庁を挙げた取組というのがあるんですね。この中でいろいろ考えたんですけれども、確かに公共施設の屋根などにいっぱい太陽光をやっていくんですけれども、今、太陽光パネルのほとんどは○○製になるわけですね。そして、経済の安全保障を考えたときに、本当に○○製ばかり買っていいんですかというのがあるわけ。民間が買うならいいかもしれないんですけれども、役所が率先して、どんどん立てますよ、○○製が安いから買っちゃいますよというのはいかがなものかと思うわけです。

そこで、質問なのか意見なのか分からないですけれども、ペロブスカイトみたいな高効率のものも日本製で出てきているわけです。まだ商品化はされていませんけれども、役所はそういうものを率先して国産か、もしくは経済安全保障上、日本に近い国のものを買うとか、そういう文言をどこかに入れることができるかなというのが1つ。

それから、これだけどんどん導入していくわけで、10年以上使えますよといっても、いずれは廃棄物になるわけですね。ですから廃棄物の処理についてのルールも世田谷区のほうで決めておいて、マテリアルリサイクルするのか、どういうふうにするのか分かりませんが、その辺のことも書いておいたほうが、私は世田谷区がやる決意としてすごくよろしいかなと思ひまして、せっかく○○さんが課長になられたので、その辺をちょっとまとめていただきたいなと思います。意見か何か分かりませんが、よろしく願いします。

○環境・エネルギー施策推進課長 今、2点いただきまして、まず1点目、日本製の太陽光パネルを入れられるかということですが、ちょっとすみません、私もまだ詳しくは製品のことも勉強途中でして、○○製が多いとおっしゃられるのは、多分市場の現状だと思います。区で選定する場合には、出力の状況とか、その製品自体がどんなものかを見極めた上で、事業者選定などに当たっているところでございます。今の御指摘の部分も、その製品としてどう見るかというところで、区の中で取り入れる際にそういった視点もあることはちょっと念頭に置きながらできればとは思っております。

それから2点目ですが、廃棄物になるということで、将来的にはリサイクルできるのか

という点も非常に重要な点かなと考えます。ただ、それも、今使っているものがどのようなもので、耐用年数が何年あって、どれくらいで消費するものかというのも最初の選定の条件になろうかと思えますので、そういった選定の条件に合うかどうか。先ほどの1点目もそうなんですけれども、そこで判断していくものと思われまますので、一概には、必ず日本製を入れますとか、リサイクルできるものを取り入れていきますとか、そういったことを今時点では言えないのですけれども、そういった視点もあるということで念頭に置きたいと考えます。

○会長 今、方法を語っていただきまして、ありがとうございます。

○環境政策部長 ○○委員、ありがとうございました。パネルのリサイクルについて補足の情報提供なのですが、東京都のほうでも、太陽光パネルの設置をこれから精力的にやっ
ていこうということで、併せてパネルのリサイクルも大きな問題になるということで、最近、委員会というか、そういう会議を立ち上げて、リサイクルの在り方についての検討を始めておりますので、今後、東京都がまたリードしていくものと思っております。区としてもその動きを注視してまいります。

○会長 ありがとうございます。ちょっと課長からの説明で申し訳ないのですが、基本的に、やはり役所としては、内外無差別でいかにざるを得ないというふうに私は思っています。そこはあまり軽々に、何か分かりませんが、仲よくない国の製品は使わないというのはかなり難しい。役人OBとして言うともう思います。ただ、どんなスペックのものを区が率先的に使うとか、そういうのはあると思うんです。私自身も○○大のほうでやっておりますのはペロブスカイトの先生のところにいますので、ぜひ日本発、一応○○も相当追いついてきていますけれども、そういった技術が使えると、例えば窓とか壁面とか、あるいは農地のソーラーシェアリング、そういうものに太陽光を入れられる可能性が出てきますので、そういうものを率先して使うというようなことを言うのであれば、それはそれでとてもいいことだと思います。

もう一つは、ほかのところにも出てきましたけれども、PPAモデルみたいなことを奨励するときが一番懸念されるのは、例えば屋根を貸している人が代替わりしちゃうとか、いなくなっちゃうというときにパネルをどうするのか。リサイクルまで一遍にいかなくても、極端に言うとも所有の問題とか、使えるもののリユースの問題とか、外した後はどうするのかとか、いろいろなやるべきことがあると思います。そういう意味で、今、○○委員からお話がありました、太陽光パネルを本当に使いこなすための世田谷モデルみたいなもの

のをつくっていくとみんな喜ぶかなという感じもいたします。とにかく低層住宅地なので、先ほど冒頭御指摘がありましたように、世田谷である資源と云ったらまず太陽光が一番だと思いますので、そういう意味で少し力を込めてやっていただきたいというエールだったんですね、きっと。すごく難しい問題ではありますが、一応趣旨はエールということだと思いますので、頑張ってくださいと思います。

○委員 この資料を先日読みながらすごく気になっていたのと、今日の説明でも気になっていたのが、区民がどれぐらい、こういうエネルギーのことを考えているかということなのです。たまたまここ最近、何件か、友人から、いわゆるハウスメーカーで家を建てようと思って、いろいろ打合せをし始めて、いろいろなプランが出てきたけれども、よく分からないので見てほしいと言われて何件か拝見しているのですけれども、お話を伺っていると、まずハウスメーカーさんから、住宅、あるいは集合住宅を建てる時に、どのようにしてこういう環境とかエネルギーとかが必要なんだという説明が一切されていないようなんですね。それで、私はこういう資料を見たことで、例えば太陽光パネルを入れたり、壁面緑化をしたり、そういうのは区からの補助もあるし、それによって住宅の価値も上がるし、地域の価値も上がる。そういうことを全部一緒に考えていって、自分の生活の質を上げることが必要なんじゃないだろうかというようなお話を最近少ししているんです。その上で、何件かのハウスメーカーさんの相談だったので、区はハウスメーカーさんにそういうことを先に話さなくてはいけないとちゃんと伝えてあります、と以前聞いたことがあるんですけれども、本当にそれがされているのか。

それから、住民の人は意外と自分たちから情報を取りに行かないので、せっかくこういうことをやっても、知らない人は知らないままというのはどうしたものだろうかというのが今1つあるので、伺いたいなと思って発言させていただきました。

○会長 ありがとうございます。とてもいい意見だと思います。総合的には、建築物省エネ法なんかでも、例えば省エネ基準をこういうふうにしたらちゃんとクリアできるんですよということを建築士さんが説明しなきゃいけないとか、それから、不動産についても重要事項説明というのが建前はあるのですけれども、それがあんまり機能していない。もっとローカルルールみたいなものがあったらいいんじゃないのという御指摘だと思いますが、とてもいい意見だと思います。これは御専門の方もいらっしゃるんじゃないですか。建築にお詳しい先生はたくさんいらっしゃると思います。

極端に言えば、区が予算措置なんかで担保しようと思うと、先ほど〇〇先生から予算を

つけてくださいというお話がありましたけれども、お金が必ずしも潤沢にないということだと思います。逆にルールで義務づけて、そういうことをやるのが当たり前だとすることは条例をもってすればできますので、今の〇〇委員のお話みたいなことは、世田谷の不動産取引のルールですということで条例で書いていただくというのもありだと思います。

それから、今は新築の場合だけでしたけれども、リノベもそうでしょうし、あと、賃貸住宅に入るときなどの環境性能というの、外国では当然説明しなきゃいけないことになっていますし、E Uなどは表示しなきゃいけないことになっています。日本でもそういうのはローカルルールとしてあってもいいのかなと思います。ちょっと補足をさせていただきました。

ほかに御意見がある方、いらっしゃいませんか。

〇委員 今まで考えたこともなかったことなんです、世田谷区には清掃工場が2つあるんですよね。それで今、温水を温水プールに利用ぐらいしかしていないのですが、火力発電を考えると、あの熱量というのは結構な電気ができるんじゃないかと考えるんです。もし今後、清掃工場を建て替えとか、そういったことが浮かんたら、そっちをちょっと考えていただいたらどうかなと思います。ごみを焼却というのは多分ずっと続くと思うんですね。これは永遠に続くんじゃないかと思しますので、その熱量をただ温水プールだけじゃもったいないなと考えるんですが、いかがでしょうか。こんなことをちょっと考えていただくといいんじゃないかなと思います。

〇会長 ありがとうございます。清掃・リサイクル部長さん、替わられたばかりで申し訳ないですが、現状のごみ処理の排熱利用。発電もされていると思いますし、パイプにはつながっていないので熱供給はすごく限られていると思いますが、その辺の御披露をいただけますか。ただ、今日で終わりではなくて、何ができるか考えていただければいいわけではありますが、現状についてちょっと説明いただけますか。

〇清掃・リサイクル部長 一応工場では、会長おっしゃるように、燃やすだけではなくて、発電も当然行ってございます。ボイラーの部分がありますので、冷却する中で温水も出るということで、プール等に使っている現状がございます。やはりまだ発電量として少ないので、23区清掃一部事務組合として、もう少し発電効率を上げることも一応検討してございます。単純に燃やすだけということではやってなく、燃やす中での発電というのを当然、今後もうちょっと量も増やす形で進めていくのは、清掃一部事務組合とも進めているところです。

○会長 具体的に2か所の御指摘がありました。一部事務組合として東京23区全体でやっていることなので、世田谷区が勝手に囲い込みできないのかもしれませんが。都心のほうだったら熱の供給パイプを造ってやることもできると思いますが、世田谷では近所に配るしかできないと思うので、かなりローカルの対象が許されるのではないかと思いますので、今の〇〇委員の御指摘みたいなものも即地的に検討してみただいたらいいいと思います。

全体を通じて言えることですが、要するに、世田谷区として権限を持つてできることが何かということなんですよね。区の財産とか区の施設とか区民ルールとか、そういうものは区が決めることなので、そういうところにぜひ力を置いて独自の計画をつくっていただかないと、冒頭申し上げましたように、国が本当にちゃんとできるかどうか分かりませんし、そういうふうにあえて区がやるということは、そういう区の権限があるところに着目するしかないと思いますので、ぜひ今のようないい意見をどしどし出していただければと思います。

ほかにいらっしゃいませんか。もちろん宿題になっていますから、今日言い残したことがあればメールで28日までにしつていただければいいということですが、そこに逃げ込まないで御議論いただければと思います。よろしくお願ひします。

○委員 〇〇大学の〇〇です。よろしくお願ひします。

先ほどハード整備中心のお話を〇〇先生からいただいたのですが、多分区民の方々は、ポートランドとかは多くの方が知っていらっしゃると思います。ああいった形はすごく理想的で、いいなと思うのですが、やはりそれぞれの国というか、街、地域の歴史的背景とかいろいろな事情があるので、その中のいい部分というか、世田谷区が取り入れられる部分を取り入れていく感じになるのかなと思うのです。

私は、どうしても専門からいうとハードではなくてソフト面のほうの話になってしまうのですが、例えば、さっきお話がありました。有名な太子堂まちづくり協議会とか、以前ですと深沢区営住宅、かつての都営住宅とか、最近だと二子玉川ライズとか、ああいった皆さんが参画型で取り組んできたベースがありますね。ああいったものはすごく大事なので、区民の皆さんが脱炭素型ライフスタイルを促進するためのまちづくりの協議会という言い方が適切かどうか分かりませんが、そういったグループを継続的につくって行ってというのは大事にしてほしいなと思うんです。そういった区民の意見を酌んで実践につながっていくことになると思うので、そのあたりを少し盛り込めたらいいのかな

という気がしております。

それからもう1点、さっきの〇〇課長からの報告の中でお聴きしたいのですが、中学校のほうに太陽光パネルを設置というお話があったのですが、これは小学校のほうは済んだので、中学校の方に移行という理解でよろしいですか。

○環境・エネルギー施策推進課長 先ほど区立中学校14校に太陽光パネル及び蓄電池を設置するという事で説明させていただきまして、今の御質問は小学校じゃなくて中学校なのかということなのですが、一応避難所に指定されている区立中学校ということで選定しました。避難所に選定されている小学校もあるんですけども、避難所に指定されているところだと国の補助を2分の1受けられるということもありまして、避難所対象ということで絞っております。その中で、区の中で考えたときに中学校を選定したところです。小学校につきましては、屋上が使われているところが多くて、今回の太陽光パネルを設置できる小学校というのはなかなか見つからなかったもので、中学校であれば設置できるということで選定いたしました。

○委員 分かりました。それで、モニターを設置すると思うのですがけれども、ある大学は往来を歩いている人から見えるような形でモニターが設置されていて、今どのくらい出力しているとか通りながら見えて、すごくいいなと思ったので、もし可能であれば、子どもたちの環境教育においても大事なのですが、その区民、住民の人たちにもそういったことが分かるように伝えられると、なおいいかなというのが1つ意見としてございます。ありがとうございました。

○会長 ありがとうございます。そうですね、補助に縛られないで、いろいろもっと踏み込んでいただきたいなど。補助は大事ですが、モニターとか、いろいろ自分でやらなきゃいけないこともあると思いますので、アピールできるようにしていただければと思います。いい御意見をありがとうございました。

○委員 いろいろ資料を説明していただいて、ありがとうございました。膨大で、ひょっとしたら理解が追いついていなくて、的外れな質問になってしまうかもしれないのですがけれども、例えば国の削減目標を区で割り戻すとこのぐらいになるというのが資料1-9にあって、多分それを踏まえて資料1-10で、では区としてこのぐらいのことをやるとどのぐらいになるよという積み上げをされているとお見受けしたのですがけれども、例えば補助金があるとか、資料1-10のたたき台と書かれている冊子のほうですと、何十%の世帯がこのぐらいやったらこのぐらい削減できますとか、割と区民の活動に依存するような削減

になってくるのですけれども、幾ら補助金を準備しても、いろいろ啓発とか仕組みをつかったとしても、結局、実際に住宅を建て替えるとか、自動車をどうするとか、自転車に乗ろうとか、行動に移すのは区民の側なのですが、それが果たしてどのぐらい期待できるのかというところで数字を積み上げても、実効的になるかどうかというのは変わってくると思うのです。区民に実行してもらうことの見通しというか、その仕組みはどういうふうにお考えなのか、伺わせていただきますとありがたいです。

○会長 いい意見です。冒頭の〇〇先生の意見についても全く同じようなことですが、どうやって実行するのが腕の見せ所ですけれども、何かお考えはございますか。

○環境計画課長 本日、審議資料1-10ということで審議会委員の皆様にご議論いただき、どちらかというところ、この中でどれをどういうふうに優先していくというのですか、要するに実現可能性があるものがどれかというような御議論をいただいた後に、冒頭御説明しました区のほうで気候危機対策会議というのを昨年9月から精力的に9回やらせていただいております。今のイメージでは持ち帰らせていただいて、次の審議会が7月にございますので、今日いただいた御意見、例えばこれから残された時間で結構なんですけど、これもかなり区民に取り組んでいただくには有効なのではないかと、そういった御意見を皆様からいただきながら、それを持ち帰って、あと今月末にも、まず28日に気候危機対策会議がございます。まず審議会でこういう御意見があったよという御報告をさせていただいて、区としてどれを率先してやっていくのかと。ですから、100%というのはまずあり得ない話なのですが、その中で、今、一律50%という形で表記させていただいたのですが、これは実現可能性があるのではないかと。

あと、やはり気候危機問題というのは、ぼうっと見ているだけではだめで、とにかく野心的にどんどん取り組んでいかなきゃいけない。それが区に置かれた使命でもありますので、その議論を、4月の末、5月、6月とございますので、この中で、いただいた御意見を基に、区の中でこの施策をこうやって打っていこう、これを何%までやっていこう、どういった形であれば——今、施策のたたき台ですので、この施策をさらにもんで、これをこういう形にして、1つは例えば補助金みたいな話もあるかも分かりません。こういうことでお金を追加で出すことによって区民の方が取り組んでいただけるんじゃないかと、そういったものを考えながら実効性のあるものに、これからまず素案までに練れるものは練っていく。それで最後、答申までにまだ時間がございますので、その中でさらにどういう形で今の施策を形づくっていくことによって実効性を担保したいと考えております。

○会長 お聴きになって分かりますように、これから考えるということでございますけれども、ただ、今求められていますのは、全部積み上げで絶対これだったらできるという計画をつくることではどうもなくて、先ほど冒頭、〇〇専門委員のほうからもお話がございましたけれども、やはり少しつま先立ちになって、あらまほしきというのですか、そういうようなセンスで頑張るというのも新しい時代の計画の在り方かもしれません。ですから、できないから目標を低くするというのではなくて、むしろその目標を達成できるような政策を後からつくっていくのを求める計画ということもあるのかもしれない。ぜひお知恵をいただきたいと思いますが、とてもいい点をありがとうございました。

時間がだんだん迫ってきたのですが、出席の方で御発言いただいている方が〇〇委員と〇〇委員、それから〇〇副会長には締めで満を持して、皆さんが抜けているようなことを御指摘いただきたいので、ぜひ御発言いただきたいと思うのですけれども、せっかくの機会ですから、〇〇委員か〇〇委員、御意見ございませんか。

○委員 みどり33と気候危機対策は、すごく興味深く拝見しました。とても共感するところが大きく、これが推進されればすごくいいなと思いました。

ただ、1つだけ、本当に一住民の視線で考えたことなのですから、スライド⑤に「気候変動を視点としたみどりの見える化が必要」とあり、見える化の矢印で3つ項目があり、その真ん中のところに「みどりの新たな価値を評価」で「道路から見えないみどりも樹木として省エネや地域の環境改善」。これは個人宅、個人の敷地、私有地というふうに私は理解したのですが、私有地にも樹木とかを植えましょうと強制するような施策になってしまうと危険だと思いました。と申しますのは、私有地に植えてある木が枯れて、その葉っぱが例えばお隣さんの敷地内に落ちてしまって近所トラブルに発展する例があったのですけれども、もし私有地にもみどりを植えていきたいと思いますという施策が打たれるのであれば、そういうところもちょっと踏まえて考えていただければなと思いながら聞いておりました。感想になりますけれども、以上です。

○会長 みどり33推進担当部のほうから何か答弁ございますか。古くて新しい課題でありますけれども、落ち葉で困って緑化が進まないということのないようにしながらみどりを増やすということだと思います。現状でもいろいろ取り組まれていると思いますけれども、何か御発言があればよろしくお願いします。

○みどり33推進担当部長 みどり33推進担当部の〇〇でございます。

今、世田谷区では、150平方メートル以上の敷地では、みどりの届出制度ということ

で、何%以上のみどりを植えてくださいということをお願いしております。それから、250平方メートル以上になると法に基づく緑化制度があります。強制というか、そういう形でやっているのですけれども、その中で落ち葉の問題というのは、今、会長がおっしゃったように、非常に古くて新しい問題でございまして、みどりが厄介者にされている側面が非常に強い。そういう中で、みどりは本当はもっとすごく大切なもので、落ち葉とか、そういった負の部分を受け入れながら、ちゃんと増やして維持していかなきゃいけないという意識を、意識の高い人だけではなくて、一般の区民の方々にも理解していただくことが必要だと思っております。その第一歩でみどりの効果の見える化ということを考えております。これをどういうふうに浸透させていくか。気候変動と絡めてどれだけ皆さんに危機感を持ってもらった上で、みどりをこれだけ大切にしていかなきゃいけないんだということを理解していただくか、これをこれから庁内で施策を練っていききたいと考えております。

○会長 まだまだ相当工夫の余地がありそうな気がしますね。昔だったら自分の敷地をきれいにするというのはみんなで作っていたことなんですけれども、なかなかそうもいかなくなってくると思います。集めた落ち葉をうまく使う楽しい仕組みがあるといいと思いますけれども、御指摘ですので、ぜひ考えていただきたいと思えます。

○○委員、御意見ございますか。せっかくの機会ですのでお願いします。

○委員 ○○です。本日はお疲れさまです。

ちょうど今のみどりのお話で思ったことをお伝えしたいと思えます。まず、みどりが厄介者になってしまうという考え方が1つあるということ自体が、今この事態を複雑にしている現状だと思ったんですけれども、メッセージとしてすごくいろんなものが環境に点在していて、たくさん複雑になっているというのが1つの問題点だと思っているのですが、○○先生がお書きになっていたエコディストリクト計画の中にもありましたように、キープ・イット・シンプル、もっとシンプルで分かりやすいメッセージを伝えていかないと、皆さんになかなか動いてもらえないと思うので、じっくり絞ったというか、考え抜いたメッセージをシンプルに発信していくことにつなげていくといいんだろうなと感じています。感想になってしまいましたが、以上です。

○会長 そうですね、ちゃんと伝えるメッセージを出していかないといけないなと思えます。ありがとうございます。

みどりのことになったので、○○副会長、それから専門委員をしてくださっている○○

さん、最後にまた御発言賜りたいと思います。まず副会長、お願いできますか。

○副会長 大きく4つ。回答いただくのはそんなになくて、あとは私の感想ということでお話しさせていただきたいと思います。

まず1つ目は、一般的な話として、スケジュールのところ資料1-1（補足）に委員の方々からの御意見収集の話はあるのですが、例えばパブリックコメントなり区民の方々から御意見をいただくような流れは、もしかしたら先ほどの説明で口頭ではあったのかもしれないのですが、その辺がどうなっているのかなど。区民の方々全員からとなると事務局のほうも整理が大変だと思いますので、パブリックコメントはどのようなタイミングでどう入るのか、これは後ほど御説明いただければと思いました。

この後の話は特段回答を求めません。私の意見ということでお話しさせていただきたいと思います。一般的な話のついでとして、CO₂の排出量がどのくらい増えてきているのか、部門ごとに積み上げた折れ線グラフみたいなものがある、これがどう減るとどの水準まで落ちるというダイアグラムみたいなものが最初の段階で入っていると、区民の方々も、これをやれば減るんだなというのがより分かりやすいのかなど。ばらばらの図表と文章が入っていてということなので、それが統括されたようなダイアグラムがあると分かりやすいのかなど。たしかアル・ゴアさんの「不都合な真実」の最後のほうだったと思うのですが、そういった表が入っていて、なるほどと思った記憶もあったものですから、そうすることによって区民の方々の御協力も得やすくなるのではないかなという気がしました。

あと資料1-4のみどり関係の御説明の中で、昔からはかなり減ってきているというお話をされていましたが、ここ数年、区のほうでつくり出すほうのみどりはかなり頑張っていたんじゃないかなど。むしろ農地をはじめとする民地のみどりが減少しているところをもう少し強調されてもいいのかなど。この辺は意見ですので、今後、御検討いただければという気がしました。

それから、大きな2つ目として、自然エネルギーの関係で、太陽光のお話はかなり出ているのですが、例えば風力とか潮力、潮汐、波、こういったものを例えば地方創生絡みで区がうまくやっていくこともあり得るのではないかなという気がしました。もちろんそれをつくることによって、そこでの産業とか景観とか生体バランスとかを壊してはいけないのですが、そういったのを区が地方創生との絡みで何かやっていくのもあるのではないかなという気がしました。

それから、大きな話の3つ目として、ウォークブルなまちづくりの話が項目立ててあるのですけれども、例えば審議資料1-7の61ページ辺りには、そのウォークブルな話の詳細な取組が書かれているんですが、やはりこれがみどりととの関係で語られていないというのが私のみどり系の立場からすると残念です。後ろのほうに街路緑化の話は出ていますけれども、例えば交差点の角地、もちろんドライバーにとっての死角にならないようにということはあるのですが、そういった交差点、交差点にみどりがあということが、例えば暑い時期には木陰になって歩きやすくなる。そういった効果も生んでくるのではないかとということを考えると、ここら辺の書き込みがもうちょっとあってもいいのかなという気がしました。

それから、大きな話の最後に、やはり面としてのみどりがあることの大切さです。これがやはりヒートアイランドの緩和にもなっていく。ですから、先ほどの資料1-4のダイヤグラムと申しますか、③、そこら辺の描き方でクールスポットの創出というのでもあるのですけれども、こういったものの積み上げが区域全体の温度を下げていく。ヒートアイランドの緩和とか豪雨災害の軽減につながっていく。こういった話をもうちょっとアクセントをつけて書いてもいいのかなと。

それからもう1個、その具体的な取組の話として、相続の関係で減っていくようなみどりですね。やはり物納せざるを得なくなったときに大きな敷地が更地になってしまうとか、そういったところの対策がもうちょっとあってもいいのかなという気がして、幾つかアイデアはありますけれども、ハードルの問題もあるのでここでは差し控えておきますが、その辺の書き方が、住宅地の保全とかみどりの創出から一歩踏み込んだ取組が今後検討されてもいいのかなと感じました。

以上です。最初のパブリックコメントの話だけ補足いただければと思いました。ほかは意見ですので、特に回答は求めません。

○会長 質問事項について答弁をお願いします。区民の方の意見を今後どうやって聴くのかということです。

○環境計画課長 区民意見ですが、審議資料1-1でいきますと、7月に素案をまた皆様に議論していただくようになっております。その後あたりに区民意見の募集。逆に区民の方から政策提案みたいなものもいただきたいなど今イメージしております。審議資料1-6の8ページにございまして、9の推進体制の図ですが、区民と区、事業者と区を結ぶところに「政策提案」という文言を入れさせていただいております。多分これは1回限りの

話ではなくて、先ほど〇〇会長からもお話がありましたように、今までの計画ですと計画をつくって、それでおしまいという形にはしたくないと考えておりました、要するに2030年、長く言えば2050年まで、気候危機の問題というのは終わりではないのですね。一步一步、そのときそのとき、先ほど〇〇先生のほうからもお話がありましたけれども、途中で技術革新的な話も入ってくる中で、いろいろ皆様の御意見をいただきながら計画を引き続きつくっていく。そんなイメージで、今、計画づくりをしているところでございます。ですから、区民意見につきましても、まず素案ができた段階で1回お話を聴きたいなど。

あと、聴き方につきましても、多分いろんな手法があると思うんですね。先ほど、基金をつくりましたので基金にまず寄附をしてくださいというお話の中で、基金に寄附をしていただく中で、そういった御意見を伺う機会もあるかなと思っておりますので、今後、区民の方や事業者の方から政策提案を受けるような場面というのですか、そういうのをちょっと考えていきたいとは思っております。

〇副会長 それでしたら、やはりスケジュール表として、答申までの間に区民の方がこのタイミングで意見できるよということが記載されていたほうがいいのかと思いますので、その辺は御検討いただければと思います。

〇会長 ありがとうございます。フラットなパブコメだけでなく、もうちょっと濃い、先ほども御指摘がありましたまちづくり団体の方との協議みたいなものとか、あと、たしか若者とは1回やりましたよね。ああいうのもあっていいかなとも思います。せっかくですので、そういったいろいろな仕掛けがあって、計画をつくるだけに反映するのではなくて、計画を実行する、あるいはステップアップしていくための仕掛けとしても何か仕組みだほうがいいのかもかもしれませんね。とてもいい意見、ありがとうございました。

まだ発言できなかったという方もいらっしゃるかと思いますが、時間も押しているので、いろいろな議論を聴いていたらさらに言いたいことがあると思いますけれども、言いたいことは宿題事項で提出していただくということで、一応締めを〇〇さん、やっていただけますか。

〇委員 ありがとうございます。専門委員の〇〇でございます。世田谷には住んだことはありませんが近くですので非常に親しませていただいております、「保存樹木」、あるいは「世田谷トラスト」であるとか、「生産緑地の保全」など「みどり」に非常に力を入れておられるという感想を持っておりました。

脱炭素の仕事というのは、新しい仕事ではあるんですけれども、既存の取組をさらに

パワーアップすることによって輝くことも非常に多くあると思いますので、今ある取組を広げていただくことも大事だと思います。〇〇先生が御指摘しておられたこと、本当にもっともだと思うので、そういったものを既存の施策と照らし合わせてどういうふうに伸ばせばいいかと考えていただくといいと思いました。

また、もう一つは川場村なのですけれども、実は私、20年ぐらい前に「里地からの変革」という全く売れない本を書いたことがあるのですが、そのときに川場村と世田谷のことを書かせていただきました。それがずうっと続いているというのはすばらしいことだと思います。恐らく川場村は森に囲まれているところですので、世田谷のみどりのことを考えるときに、ぜひ川場村を視界に入れて、森林環境譲与税もありますので活用していただくようにして、みどりの保全と考えていただくのがいいんじゃないかなと思いました。

いずれにせよ、今日いろいろお話を聴かせていただいて、非常に前向きに世田谷区がすでに取り組んでおられる。「みどり」ばかりではなく、ほかのことも含めて取り組んでおられるので、それを伸ばしていただくのが非常にいいのかなと。

また、宣伝ですけれども、環境省の補助金、交付金も使っていただきたいし、それから、脱炭素モデル自治体にもぜひ手を挙げていただきたいと考えてございます。よろしくお願いたします。

○会長 ありがとうございます。川場村とは40年にわたる連携ですか。それも含めていっぱい政策の基礎、これからやるべきことの基礎といいますか、土台があるという御指摘だったと思います。ぜひその足元も見ながら進んでいきたいと思ひます。

それでは、この審議事項については今回で終わりではございません。宿題も最初から出されていまして、皆さん宿題に答えていただきたいと思ひます。そういうことで、中途半端でございますけれども、今日はこの審議事項については終わりにして、最後、報告事項が1個ありますので、すみません、ちょっと延長しますが、5分で説明してディスカッション5分という具合でいきたいと思ひます。よろしくお願いたします。

○環境・エネルギー施策推進課長 それでは、報告資料1の開発事業等に係る環境配慮制度対象事業の協議状況について、環境・エネルギー施策推進課の〇〇より報告いたします。本日は1件の案件報告でございます。

案件名は世田谷区立池之上小学校新築工事でございます。代沢2丁目でございます学校の改築工事です。

建物の概要については記載のとおりでございます。

説明会での環境配慮に関する御意見は、高木の伐採の要望などがございました。

おめくりいただきまして、環境配慮制度における環境計画の報告でございます。

まず、主な環境配慮の取組について御説明いたします。1ページの表を御覧いただき、右側のほうにあります。自然エネルギーの有効活用・省エネ対策でございます。太陽光パネル30キロワットの設置と断熱機能は基準どおり。照明については人感センサー、LEDを採用しております。また、高効率給湯器、高効率空調機、全熱交換器を採用しており、BEIは0.68となっております。

次に、その下のみどりに係る環境の確保ですが、環境空地が基準の20%上回っており、高木等の70%以上が関東に分布している樹種を採用しております。また、植栽計画においては、シンボルツリーの設置、開花時期が異なる3種類以上の多様な花の咲く木を植樹いたします。さらにビオトープを整備し、みどりを活用した学習の場や交流の場を計画しているところでございます。

続いてその下、災害の防止ですが、防災備蓄倉庫、防火水槽、災害トイレ、防災井戸を設置する計画となっております。

従前との比較におきましては、延べ床面積が1.5倍になる学校改築でございますが、一次エネルギーはほぼ同等で、緑化率は増えております。

星の数ですが、自然エネルギーの有効利用は3つ、省エネルギー対策が3つ、みどりの保全・創出が2つ、災害対策が3つでございます。

幹事会で出た意見としては、みどりについての意見が多かったですが、主なものとしては、屋上緑化の維持管理をしっかりしてほしいなど、記載のとおりのものでございました。

詳細な配置等の御説明でございます。おめくりいただきまして、環境計画図を御覧ください。5ページを見ると分かりやすいかと思いますが、東側に校庭を設置しております。教室も東側にすることで、午前中に採光がしっかり取れる計画になっております。

校庭では雨水を浸透させ、流出の抑制に配慮し、校庭東側には防音パネルを設置し、東側の住宅への騒音対策も行っております。

校舎については、校舎の外壁は白を基調とし、住宅地になじむ明るく清潔感のある色彩を計画しております。校舎屋上でございますが、建物中央にトップライトを設置し、直下の体育館や図書館への採光や通風を可能にしております。また、太陽光パネルは校舎の屋上南面に設置されており、停電時にも活用できる計画で、屋上プールの水を防火水槽とし

て活用できるものとなっております。

次に、6 ページ、緑化計画図を御覧ください。校庭の周辺に植栽を配置しております。校庭の東側中央にシンボルツリーとして既存の松の木を移植する計画となっております。高木の配置は、敷地内の通路沿いに配置し、木陰を落として快適な歩行空間を演出する。それから、既存の敷地北側に見られる桜並木を継承して新たに桜を植樹いたします。また、屋上緑化を広範囲に配置しまして、日射による空調負荷低減を行い、省エネルギー化に配慮しております。

報告は以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

まず、報告事項とはいえますけれども、意見を述べたり、こういうことではけしからんと言っていたとしても全然結構なので、聴き置くだけではなくて、御質問、御意見があればどうぞ。

すみません、では私から幾つか申し上げたいのですが、まず、この制度自体は、建築は自由ですので、区が要望して開発事業者さんになるべくいい環境対策をしていただくように引っ張っていくという制度なので強制はできないのですが、ただ、今回は区の事業なのに、私からすると、エネルギーの消費量は減らないんですかと。既存のエネルギーの量も実は推計値になっていますが、区なので承知はしていないのかとか、もっとやれたんじゃないのか、個人的には実は思うんです。そういう意味で、区自らがやれるところをもうちょっとやっていかないと、これはきっと2050年まで使う施設ですので、大変かなと思います。ただ、最後の奥の手は、使うエネルギーを全部再生可能エネルギーにすることですね。これでゼロにはできるのですけれども、その段取りがまだ立っていない以上、できる限り省エネすることは大事かなと。そういう意味でいいますと、実はもうちょっと引っ張っていただいたほうが本当はいいのではないかと思います。

それから、それは置いておいて、都は、やはりこういう建築の指導をする制度を強化するとしていますので、それとタイアップをして、今は世田谷独自の制度ですけれども、一層力の発揮できる制度に変えていくことも必要かなと思います。特に御意見、御質問がなかったので補足をさせていただきました。よろしいですか。

それでは、今日の議事は一応終わったということで、事務局のほうにお返ししたいと思います。2分遅れになってしまいまして、すみません。よろしく願いいたします。

○環境計画課長 ありがとうございます。

それでは、事務局のほうから次回の日程について御連絡いたします。次回は令和4年7月21日木曜日、10時から正午を予定しております。また引き続きオンライン開催を中心に考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

事務局からは以上です。

○会長 ありがとうございます。それでは、議事録はまた確認を委員の間で、それぞれ御自分の発言をチェックいただいて署名をしたいと思います。また、今日は宿題がありますので、忘れないようによろしく願いいたします。私自身も実は言いたいことはたくさんあったのですが、宿題として対応させていただきます。

閉会します。

午後0時03分閉会